

令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る被災学生各種支援

A. 高等教育の修学支援新制度 家計急変採用【給付】

(1) 支援内容

「授業料減免」および「給付奨学金」の支援を行います。所得に応じて（下記（3）採用要件 2）収入要件を参照）、支援額は次の4区分に分かれます。

※多子世帯とは、生計維持者が扶養する子どもが3人以上いることを意味します。

区分	給付奨学金（上限）	授業料減免（年額）
第Ⅰ区分	900,000 円／年額	700,000 円
第Ⅰ区分(多子世帯)		
第Ⅱ区分	600,000 円／年額	466,700 円
第Ⅱ区分(多子世帯)		700,000 円
第Ⅲ区分	300,000 円／年額	233,400 円
第Ⅲ区分(多子世帯)		700,000 円
第Ⅳ区分(多子世帯)	220,000 円／年額	700,000 円
第Ⅳ区分(理工農)	月額支給なし	233,400 円

※年度内に区分が変わった場合は、減免額・給付額が変更または停止となる可能性があります。

(2) 対象

生計維持者が次のいずれかに該当し、家計急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合、事由が発生後3か月以内であれば家計急変採用の対象として出願可能です。

（すでに本制度に採用となっている場合は、重複して支援を受けることは出来ません。）

- 1) 生計維持者の一方（または両方）が死亡
- 2) 生計維持者の一方（または両方）が事故または病気により、3か月以上、就労が困難
- 3) 生計維持者の一方（または両方）が失職（非自発的な場合に限る）
- 4) 震災・火災・風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - ①上記1)～3)のいずれかに該当
 - ②被災により、生計維持者の一方（または両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- 5) 家庭内暴力からの避難等に該当

(3) 採用要件

1) 学力要件

《1年次生》 以下のいずれかに該当する者

- a) 高校の評定平均値が3.5以上であること
- b) 将来、社会で自立し活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

《2年次生以上》 以下のいずれかに該当する者

- a) GPA 等が所属学科における上位1/2位以内であること
- b) 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来社会で自立し活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

2) 収入要件 (目安)

家計急変採用における収入基準の判定は、①家計急変の事由に該当する生計維持者と②事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額を合わせ、通常の定期採用の収入基準額を満たすかを審査します。(5) 申請方法に掲載されているQRコードP.11をご覧ください。

3) 資産要件

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円未満であること。

4) 高校卒業から入学までの期間の要件

高校を卒業した年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年経過していない者

(4) 申請時期

随時、受付を実施しておりますが、下記1)または2)を満たしている必要があります。

- 1) 家計急変事由発生日から原則3か月以内
- 2) 2026年4月入学者：2024年1月～2026年3月に事由発生した場合、進学後3か月以内
2026年10月入学者：2025年1月～2026年9月に事由発生した場合、進学後3か月以内

(5) 申請方法

各キャンパスの担当部署にお問い合わせください。(【各キャンパス連絡先】参照)
概要の詳細については、「[日本学生支援機構HP](#)」もしくは右のQRコード「家計急変採用案内」をご確認ください。



B. 日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 災害支援金」 【給付】

(1) 支給額

10万円

(2) 対象 以下の条件を全て満たす方

- ・日本国内の大学、大学院、(外国人留学生を含む。)在学中の学生等であること。
※科目等履修生、研究生、聴講生等は除く。
- ・外国籍の学生等は、次のいずれかに該当すること。
 - ①法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
 - ②定住者のうち、将来日本に永住する意思がある人
 - ③家族滞在のうち、次の全てに該当し、かつ、将来日本に定着して就労する意思がある人

ア日本で出生、又は12歳に達した日の属する学年の末日までに日本に入国した。

イ日本の小学校、中学校等及び高等学校等（高校卒業程度認定試験合格者を含む）を卒業した。

④留学の在留資格がある人（外国人留学生）

- ・自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生等又はその父母等が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続（以下「長期避難」という。）した場合。
 - ・罹災時、申請時のいずれにおいても、成績不振又は長期欠席等（停学等の学校処分を含む。）による留年中（留年見込みを含む。）ではないこと。
- ※成績に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している時に発生した災害は対象とする。

（3）申請方法

提出期限：**2026年1月15日（金）**

提出先：各キャンパスの担当部署（【各キャンパス連絡先】参照）

詳細については、「日本学生支援機構HP」に掲載されている申請要項をご確認ください。

C. 日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用 【貸与】

（1）貸与金額・貸与期間

①緊急採用（第一種に相当／無利子）

a) 貸与月額：

自宅通学者：20,000円、30,000円、40,000円、※54,000円

自宅外通学者：20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、※64,000円

から選択可能

※申込時の家計が併用貸与の家計基準に該当する場合のみ選択可能です。

b) 始期：原則として、事由が発生した月から2027年3月までの間で希望する月を選択

終期：原則として修業年限の終期

②応急採用（第二種に相当／有利子）

a) 貸与月額：2～12万円の中から、申込者が希望する金額（1万円単位）

b) 始期：原則として、事由が発生した月から2027年3月までの間で希望する月を選択。

※2026年5月以降に事由発生した場合、応急採用に限り2025年4月から希望する月を選択可。

終期：原則として修業年限の終期。

（2）対象

生計維持者が次のいずれかに該当した場合、緊急採用・応急採用の対象として、出願可能です。

（緊急採用は第一種奨学金、応急採用は第二種奨学金に相当するため、すでに同一種別の奨学金に採用されている場合は、重複して貸与することは出来ません。）

- 1) 生計維持者の一方（または両方）が死亡
- 2) 生計維持者の一方（または両方）が事故・病気
- 3) 生計維持者の一方（または両方）の失職（退職、休職、廃業）
- 4) 生計維持者の一方（または両方）が震災、火災、風水害等に被災
- 5) 父母等による暴力等から避難
- 6) 生計維持者との離別（離婚・行方不明等）

(3) 採用基準

1) 学力基準

- ①緊急採用（第一種に相当／無利子）および②応急採用（第二種に相当／有利子）
- a) 大学等における学業成績が、平均水準以上である
 - b) 特定の分野において特に優れた資質能力を有する
 - c) 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある
 - d) 高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記のいずれかに準ずると認められること

2) 家計基準

収入・所得の上限額の目安は、定期採用と同じです。

(5) 申請方法に掲載されている QR コード P. 49～50 をご覧ください。

(4) 申請時期

随時、受付を実施しておりますが、家計急変の事由発生から 12 か月以内に申込み必要

(5) 申請方法

各キャンパスの担当部署にお問い合わせください。（【各キャンパス連絡先】参照）

概要の詳細については、[「日本学生支援機構 HP」](#)をご確認ください。もしくは右の QR コード「貸与奨学金案内」をご確認ください。



D. 学校法人東海大学大規模自然災害等被災学生支援【給付】

(1) 支援内容

1) 学費等納付金減免

2026 年度春学期、2026 年度秋学期の学費等納付金から、被害状況により、1 年間あるいは半年間分を免除いたします。また、「高等教育の修学支援新制度」採用者については、修学支援新制度で授業料減免となった学費等納付金額を本制度の減免対象額といたします。

対象者	減免対象
2021 年度以前の入学者（医学部医学科を除く）	授業料・教育運営費・施設設備費
2022 年度以降の入学者（医学部医学科を除く）	授業料
医学部医学科	教育充実費
※学生会費・後援会費・同窓会費は給付対象外	

2) 東海大学後援会奨学金【給付】

学校法人東海大学大規模自然災害等被災学生支援第 1 種に採用の場合は 10 万円、第 2 種に採用の場合は 5 万円を給付します。

3) 東海大学学生安全会見舞金制度【給付】

東海大学学生安全会では救済が必要と判断された学生に対して見舞金を給付いたします。
ただし、「東海大学学生安全会」に加入済みの者のみを対象とします。

(2) 対象者

次のいずれかに該当する方

- 1) 原則として、2026 年度在学生の生計維持者（※1）が「災害救助法適用地域」に在住し、被災された方
- 2) 原則として、生計維持者が、「災害救助法適用地域」に単身赴任または出張等で重度の被災（死亡、行方不明、重傷）を受けた方

（3）対象となる被害内容

次のいずれかに該当する場合

- 1) 家屋全壊・全焼、半壊・半焼、流失・浸水
- 2) 生計維持者の死亡・行方不明または重傷による入院等
- 3) 自営業の維持および再開の見通しが立たない場合
- 4) 生計維持者の会社が倒産または失職等に伴い家計状況が著しく悪化した場合
- 5) 家屋等破壊により生活に困窮を来している場合

（4）申請方法

- 1) 提出書類：東海大学被災者学費等納付金減免申請書（兼 東海大学後援会奨学金・東海大学学生安全会見舞金申請書）
- 2) 必要書類：
 - ① 罹災証明書
 - ② 生計維持者の所得証明書類（写し可）（※2）
 - ③ 写真等被害状況の判るもの
 - ④ 振込口座の通帳等のコピー（東海大学被災者学費等納付金減免申請書記載の保護者名義）
- 3) 提出期限：2026 年 1 月 15 日（金）
- 4) 提出先：各キャンパスの担当部署（【各キャンパス連絡先】参照）

（5）減免制度等の適用について

減免制度等の適用は、審査により決定いたしますので、被災状況によっては減免の適用を受けられない場合があります。なお、審査結果については、文書にてお知らせいたします。

※1：

- ・原則父母両名を指す。
- ・父子家庭、母子家庭の方は、学生本人と同一生計の方のみを指す。
- ・父母が両方ともいない場合、父母に代わって家計を支えている人を指す。
- ・主に大学院生の方で、経済的な援助を誰からも受けておらず、家計支持者がいらないと思われる場合は、各キャンパスの担当部署にご連絡ください。

※2：

- ・会社員、公務員やアルバイト等なら源泉徴収票、自営業なら確定申告書などを指す。
- ・専業主婦の方も含め、無職・無収入の場合は、非課税証明書などを指す。

【各キャンパス連絡先】

キャンパス名	カレッジオフィス名	連絡先アドレス	電話番号
湘南	HSCO (ヒューマンサティカレッジ オフィス)	hSCO-shiens@tokai.ac.jp	0463-63-4201 (直通)
	SECO (サイエンス・エンジニアリング カレッジ オフィス)	seco-scholarship@ tokai.ac.jp	0463-63-4210 (直通)
	WBCO (ウェルビーイング カレッジ オフィス)	wbco-scholarship@tokai.ac.jp	0463-63-4350 (直通)
	GCCO 湘南 (グローバルビジネスカレッジ オフィス湘南)	gcco-scholar@tokai.ac.jp	0463-63-4370 (直通)
品川	GCCO (グローバルビジネスカレッジ オフィス) 奨学金担当	t-gakusei@ tokai.ac.jp	03-5475-7179 (代表)
静岡	静岡カレッジオフィス 奨学金担当	s_gaku@ tokai.ac.jp	054-334-0411 (代表)
伊勢原	MSCO (メディアサイエンスカレッジ オフィス) 教学 奨学金担当	i-gakusei@tokai.ac.jp	0463-93-1121 (代表)
熊本/ 阿蘇くまもと 臨空	九州カレッジオフィス 奨学金担当	kuma- tokaischolarship@tokai.ac.jp	096-386-2629 (代表)
札幌	札幌カレッジオフィス 学生支援担当	gt-sap@ tokai.ac.jp	011-571-1992 (代表)

以 上